

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-XXXXXXYY-ZZ)

対象製品 : 宅配便サービス 原案

Product Category Rule for
“home delivery”

意見公募期間: 2022/01/07 — 2022/01/21

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」において、「宅配便サービス」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	●年●月●日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 :	
		所属 :	
準拠する規格	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14040 : 2006	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14027 : 2017	
	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14044 : 2006	<input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007	
	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14025 : 2008		
	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14067 : 2013		

【PCR 策定申請者】

佐川急便株式会社

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-XXXXXXX-YY-ZZ	●年●月●日	認定

【プログラム情報】

プログラム名	エコリーフ環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	<p>この PCR の目的は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、「宅配便サービス」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。</p> <p>対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。</p> <p>既存の PCR と適用範囲に重複がある場合には、本 PCR を制定する目的、理由について具体的に記載をする。</p>
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「宅配便サービス」を対象とする。この PCR で対象とする「宅配便サービス」とは、とは、一般貨物自動車運送事業に準ずる貨物の運送、特別積合せ貨物運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送 のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送サービスを指す。
2-2	機能	利用者から指定された法人及び個人に対して、貨物を輸送するサービスである。
2-3	算定単位 (機能単位)	単位輸送量 (1 トン・km) とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・宅配便サービス
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	以下の PCR および JIS 規格を引用する。 <i>PA-DP-01 引越しサービス</i>
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>①集荷 宅配便を荷主から預かり、各集配拠点まで運ぶ行為</p> <p>②仕分け 宅配便をベルトコンベヤー等により方面別に仕分ける行為</p> <p>③幹線輸送 ハブセンター間または各拠点とハブセンター間の大型車両等による輸送</p> <p>④配達 各集配拠点に到着した荷物を指定された法人又は個人まで運ぶ行為</p> <p>⑤トンキロデータ 荷物1tを1km運んだ際の輸送量を 1t・kmとした場合の輸送量【単位:t・km】</p> <p>⑥集配庸車 集荷・配達工程における輸送を委託する場合の委託車両</p> <p>⑦委託宅配車両 配達工程における個人宛輸送を委託する場合の委託車両</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・宅配便の集荷段階 ・宅配便の1次仕分け段階

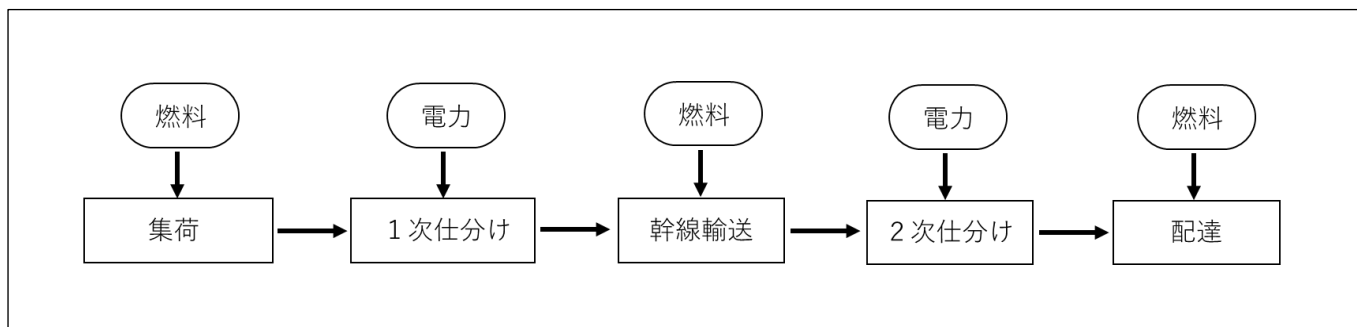
		<ul style="list-style-type: none"> ・宅配便の幹線輸送段階 ・宅配便の2次仕分け段階 ・宅配便の配達段階
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送に伴い使用する車両及び設備等の使用時以外の負荷 ・輸送に伴い使用する車両及び設備等の廃棄段階における負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・輸送に伴い使用される梱包資材等の廃棄段階における負荷 ・車両の動力源、仕分けで使用する電力及び荷物の品質保持に必要な冷媒等の消費以外のすべての負荷 <p>【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-3	一次データの収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実測データは直近1年間のデータとし、その精度に問題がないことが客観的に担保されていること。 ・直近の年間平均値を利用しない場合は、年間平均でなくてもデータの精度に問題ないことが客観的に担保されていること。
6-4	二次データの品質	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-5	二次データの収集方法	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B（規定）のシナリオを使用する。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 特に規定しない。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>
6-8	その他	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>

7	宅配便の集荷段階に適用する項目													
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	宅配便の集荷に係るプロセス												
7-2	データ収集項目	<p>車両及びその他の輸送手段により消費した燃料又はトンキロデータを収集するものとする。 なお、消費燃料及びトンキロデータが収集できない場合は、取扱個数等から合理的な計算方法により消費燃料を推定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「宅配便」の輸送量</td> <td>一次</td> <td>トンキロ原単位</td> </tr> <tr> <td>「自社車両」の燃料使用量</td> <td>一次</td> <td>燃料原単位</td> </tr> <tr> <td>「集配庸車」の燃料使用量</td> <td>二次</td> <td>燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「宅配便」の輸送量	一次	トンキロ原単位	「自社車両」の燃料使用量	一次	燃料原単位	「集配庸車」の燃料使用量	二次	燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「宅配便」の輸送量	一次	トンキロ原単位												
「自社車両」の燃料使用量	一次	燃料原単位												
「集配庸車」の燃料使用量	二次	燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位												
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。												
8	宅配便の1次仕分け段階に適用する項目													
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	宅配便の1次仕分けに係るプロセス												
8-2	データ収集項目	<p>輸送工程で拠点を経由した際に、仕分け等のためにベルトコンベヤー等の電力を使用している場合は、拠点の電力データを収集するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各施設の電気使用量</td> <td>一次</td> <td>電力原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	各施設の電気使用量	一次	電力原単位						
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
各施設の電気使用量	一次	電力原単位												
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。												
9	宅配便の幹線輸送段階に適用する項目													
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	宅配便の幹線輸送に係るプロセス												
9-2	データ収集項目	<p>車両及びその他の輸送手段により消費した燃料又はトンキロデータを収集するものとする。 なお、消費燃料及びトンキロデータが収集できない場合は、取扱個数等から合理的な計算方法により消費燃料を推定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「宅配便」の輸送量</td> <td>一次</td> <td>トンキロ原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「宅配便」の輸送量	一次	トンキロ原単位						
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「宅配便」の輸送量	一次	トンキロ原単位												

		「自社車両」の燃料使用量	一次	燃料原単位
		「幹線輸送の車両及び鉄道等」の燃料使用量	二次	燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。		
10	宅配便の2次仕分け段階に適用する項目			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	宅配便の2次仕分けに係るプロセス		
10-2	データ収集項目	輸送工程で拠点を経由した際に、仕分け等のためにベルトコンベヤー等の電力を使用している場合は、拠点の電力データを収集するものとする。		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		各施設の電気使用量	一次	電力原単位
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。		
11	宅配便の配達段階に適用する項目			
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	宅配便の配達に係るプロセス		
11-2	データ収集項目	車両及びその他の輸送手段により消費した燃料又はトンキロデータを収集するものとする。 なお、消費燃料及びトンキロデータが収集できない場合は、取扱個数等から合理的な計算方法により消費燃料を推定するものとする。		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「宅配便」の輸送量	一次	トンキロ原単位
		「自社車両」の燃料使用量	一次	燃料原単位
		「集配庸車」の燃料使用量	二次	燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位
		「委託宅配車両」の燃料使用量	二次	燃料原単位もしくは輸送トンキロ原単位
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
11-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。		

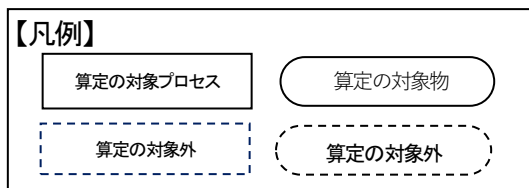
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目	
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13	宣言方法	
13-1	サービスの仕様	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-2	エコリーフ ライフサイクル影響 評価結果	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-4	エコリーフ 材料および物質に関する 構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。
13-7	追加情報 （エコリーフ/CFP 共通）	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-8	その他エコデザイン 関連情報 （エコリーフ/CFP 共通）	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

附属書A：ライフサイクルフロー図の例（参考）



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は参考として示している。製品種別に応じてフロー図を作成すること。



附属書 B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

個別製品分野に応じて、適切な輸送手段・距離等の設定を行う。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%

附属書C エコリーフ宣言におけるライフサイクルインベントリ分析関連情報の表示方法（規定）

13-3 ライフサイクルインベントリ分析関連情報でまとめた開示を指定する場合には、具体的なまとめ方を記載する。

C1. 再生可能エネルギー

以下の再生可能エネルギーの項目を合算して表示する。

IDEA コード	エネルギーキャリアの種類	単位
001211	資源 一次エネルギー(地熱), 陸域 再生可能エネルギー	MJ
001421	資源 一次エネルギー(太陽光), 大気 再生可能エネルギー	MJ
001422	資源 一次エネルギー(風力), 大気 再生可能エネルギー	MJ
001521	資源 一次エネルギー(水力), 水圏 再生可能エネルギー	MJ

C2. 非再生可能エネルギー

以下の非再生可能エネルギーの項目をMJに換算した熱量の合算値を表示する。

IDEA コード	エネルギーキャリアの種類	単位	MJ への換算係数
001172001	資源 ウラン, U3O8, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	455,000
001201001	資源 原料炭, 29.0MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	29
001202	資源 一般炭, 25.7MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	25.7
001203001	資源 褐炭, 17.2MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	17.2
001205001	資源 原油, 44.7MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	44.7
001206001	資源 天然ガス, 54.6MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	54.6
001207002	資源 天然ガス液, 46.5MJ/kg, 陸域 非再生可能エネルギー	kg	46.5

C3. 再生可能な資源

以下の再生可能な資源・元素の項目を合算して表示する。

IDEA コード	エネルギーキャリアの種類	単位
001302003	資源 木材, 日本(人工林, 再造林なし), 陸域 再生可能材料	kg
001302004	資源 木材, 日本(人工林, 再造林あり), 陸域 再生可能材料	kg
001304	資源 フィールドラテックス, 陸域 再生可能材料	kg
001401	資源 空気, 大気 再生可能材料	kg
001412	資源 CO2 (発生源不特定), 大気 再生可能材料	kg
001413	資源 ヘリウム, 大気 再生可能元素	kg

C4.非再生可能な資源

以下の非再生可能な資源・元素の項目を合算して表示する。

IDEA コード	製品名	単位	IDEA コード	製品名	単位
001102	資源 銀 陸域 非再生可能元素	kg	001178	資源 ジルコニウム 陸域 非再生可能元素	kg
001103	資源 アルミニウム 陸域 非再生可能元素	kg	001225	資源 カオリン 陸域 非再生材料	kg
001105	資源 金 陸域 非再生可能元素	kg	001228	資源 岩塩 資源 陸域 非再生材料	kg
001106	資源 ホウ素 陸域 非再生可能元素	kg	001229	資源 岩石 (石灰岩除く) 陸域 非再生材料	kg
001107	資源 バリウム 陸域 非再生可能元素	kg	001230	資源 ケイ砂 陸域 非再生材料	kg
001109	資源 ビスマス 陸域 非再生可能元素	kg	001231	資源 珪藻岩 陸域 非再生材料	kg
001115	資源 コバルト 陸域 非再生可能元素	kg	001233	資源 黒鉛 陸域 非再生材料	kg
001116	資源 クロム 陸域 非再生可能元素	kg	001237	資源 石灰石 陸域 非再生材料	kg
001118	資源 銅 陸域 非再生可能元素	kg	001239	資源 タルク 陸域 非再生材料	kg
001123	資源 鉄 陸域 非再生可能元素	kg	001240	資源 長石 陸域 非再生材料	kg
001124	資源 ガリウム 陸域 非再生可能元素	kg	001242	資源 鉄鉱石 陸域 非再生材料	kg
001134	資源 ランタン 陸域 非再生可能元素	kg	001244	資源 ドロマイト 陸域 非再生材料	kg
001135	資源 リチウム 陸域 非再生可能元素	kg	001245	資源 粘土 陸域 非再生材料	kg
001138	資源 マンガン 陸域 非再生可能元素	kg	001249	資源 ベントナイト 陸域 非再生材料	kg
001139	資源 モリブデン 陸域 非再生可能元素	kg	001250	資源 borax 陸域 非再生材料	kg
001141	資源 ニオブ 陸域 非再生可能元素	kg	001252	資源 蛍石 陸域 非再生材料	kg
001142	資源 ネオジム 陸域 非再生可能元素	kg	001255	資源 炭酸ナトリウム 陸域 非再生材料	kg
001143	資源 ニッケル 陸域 非再生可能元素	kg	001256	資源 珪石 陸域 非再生材料	kg
001147	資源 鉛 陸域 非再生可能元素	kg	001257	資源 大理石 陸域 非再生可能元素	kg
001150	資源 プラセオジム 陸域 非再生可能元素	kg	001258	資源 山砂 陸域 非再生材料	kg
001151	資源 白金 陸域 非再生可能元素	kg	001259	資源 砂海川 陸域 非再生材料	kg
001157	資源 硫黄 陸域 非再生可能元素	kg	001265	資源 リン鉱石 陸域 非再生材料	kg
001158	資源 アンチモン 陸域 非再生可能元素	kg	001266	資源 蛇紋岩 陸域 非再生材料	kg
001160	資源 セレン 陸域 非再生可能元素	kg	001267	資源 かんらん岩 陸域 非再生可能元素	kg
001162	資源 サマリウム 陸域 非再生可能元素	kg	001279	資源 ろう石 陸域 非再生可能元素	kg
001165	資源 タンタル 陸域 非再生可能元素	kg	001280	資源 氷晶石 陸域 非再生材料	kg
001167	資源 テルル 陸域 非再生可能元素	kg	001281	資源 酸性白土 陸域 非再生材料	kg
001169	資源 チタン 陸域 非再生可能元素	kg	001282	資源 金剛石(ダイヤモンド) 陸域 非再生材料	kg
001173	資源 バナジウム 陸域 非再生可能元素	kg	001290	資源 その他の地中からの鉱物資源 陸域 非再生材料	kg
001174	資源 タングステン 陸域 非再生可能元素	kg	001291	資源 原石 (特定せず) 陸域 非再生材料	kg
001177	資源 亜鉛 陸域 非再生可能元素	kg			

C.5 淡水の消費

以下の水資源消費の項目を合算して表示する。

IDEA コード	項目名	単位
001511400	資源 表層水 水圏 消費	m ³
001515400	資源 地下水 水圏 消費	m ³